平成12年(行ケ)第229号承継参加申立事件 平成13年4月26日口頭弁論終結

判 決

デイド・ベーリング・マルブルク・ゲゼルシャフト・ 参加人

ミット・ベシュレンクテル・ハフツング

同訴訟代理人弁理士 青 Ш 葆 同 中

-リングヴェルケ・アクチエンゲゼルシャフト 脱退原告

特許庁長官 耕 被 告 及 Ш

千恵子 同指定代理人 後 藤 森 同 田 ひとみ 同 廣 田 米 男 文

特許庁が平成8年審判第9659号事件について平成9年3月17日に した審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
 - 参加人

主文と同旨

被告 2

参加人の請求を棄却する。 訴訟費用は参加人の負担とする。

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 特許庁における手続の経緯

脱退原告は,発明の名称を「定性免疫クロマトグラフィー方法および装置」 とする発明につき、1986年(昭和61年)11月7日に米国においてした特許 出願に基づく優先権を主張して、昭和62年11月5日に特許出願をしたが、平成 8年2月26日、拒絶査定を受けたので、同年6月21日に拒絶査定不服の審判を請求した。特許庁は、これを平成8年審判第9659号事件として審理した結果、平成9年3月17日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同年4 月3日にその謄本を脱退原告に送達した。なお、出訴期間として90日が付加され

脱退原告は、平成9年7月21日、参加人(旧商号「ベーリング・ディアグ ノスティクス・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクテル・ハフツング」)に対 し、上記発明についての特許を受ける権利を譲渡した。参加人は、平成10年2月 17日、その商号を現商号に変更したうえ(その登記は平成10年2月17日)、平成11年11月22日、上記譲渡に伴う名義変更の届出をした。

本願発明に係る特許請求の範囲(第1項。以下「本願発明」という。) 「各々のアナライトがリガンドおよびそれに相補的なレセプターから成る特異 的結合対(「sbp成分」)の一員である,1種またはそれ以上の前記アナライト の含有が疑われる試料中に予め決定された最少検出可能量またはそれ以上の量で存

- 在する複数のアナライトの1種またはそれ以上の存在の測定方法であって、
 (a)前記試料、および各々前記アナライトの1つと類似した2種またはそれ以上の第1sbp成分の予め決定された量を含む試験溶液と、毛管移動によって前記試験溶液を少なくとも一方向に浸透させ得る吸収性(bibulous)材料片の接 触部分とを接触させ、ただし前記吸収性材料には各々前記アナライトおよび第1s b p 成分に結合し得る2種またはそれ以上の第2sbp成分の予め決定された量が 実質的に均一および非拡散結合しているため、予め決定された量の各アナライトが存在する場合、類似第1sbp成分は少なくとも前記接触部分から離れた吸収性材 料片上の予め定められた部位に移動し
- (b) 毛管移動によって少なくとも試験溶液の一部を前記吸収性材料片に浸透させ て少なくとも前記の予め定められた部位に到達させ、
- (c)予め定められた部位において 1 種またはそれ以上の第 1 s b p 成分を検出す る

ことを含んで成る方法。」

(判決注・「sbp」とは、「specific binding pai r」の略である。)

3 審決の理由

審決の理由は、別紙審決書の理由の写しのとおりである。要するに、審決は、特開昭59-28662号公報(甲第3号証。以下「引用刊行物」といい、 れに記載された技術を「引用発明」という。)には、「各々のアナライトがリガン ドおよびそれに相補的なレセプターから成る特異的結合対(「sbp成分」)の一 員である。1種またはそれ以上の前記アナライトの含有が疑われる試料中に予め決 定された最少検出可能量またはそれ以上の量で存在する複数のアナライトの1種ま たはそれ以上の存在の測定方法であって、(a)前記試料、および各々前記アナライト の1つと類似した第1sbp成分の予め決定された量を含む試験溶液と、毛管移動 によって前記試験溶液を少なくとも一方向に浸透させ得る吸収性(bibulou s)材料片の接触部分とを接触させ、ただし前記吸収性材料には各々前記アナライ トおよび第1sbp成分に結合し得る第2sbp成分の予め決定された量が実質的 に均一および非拡散結合しているため、予め決定された量の各アナライトが存在す る場合、類似第1 s b p 成分は少なくとも前記接触部分から離れた吸収性材料片上 の予め定められた部位に移動し、(b) 毛管移動によって少なくとも試験溶液の一部を前記吸収性材料片に浸透させて少なくとも前記の予め定められた部位に到達さ せ、(c)予め定められた部位において第1sbp成分を検出することを含んで成る方 法。」(審決書11頁13行~12頁18行)との技術が記載されており、この点 で本願発明の構成と一致する、と認定し、この認定を前提に、摘示した相違点のみ について判断しただけで、本願発明は、引用発明に基づいて当業者が容易に発明で きたものと認められるから,特許法法29条2項の規定に該当し,特許を受けるこ とができない、と判断したものである。

4 引用刊行物の記載

引用刊行物(特開昭59-28662号公報)には、次の事項が記載されている(以下、順に「引用事項A」・・・「引用事項F」ということがある。)。

A「被検体ー 配位体であってよいモノー又はポリーエピトピック (epitopic), 普通抗原又は付着体である測定すべき化合物又は組成物。この化合物の単数又は複数は少くとも1つの共通のエピトピック点或いは受体を分けあう。」(引用刊行物4頁右上欄2行~6行)

B「特異的結合対(「mip」) — 分子の一方が他の分子の特別な空間的及び極性組織に特異的に結合する領域を表面又は空洞中に有する2つの異なった分子。特異的結合対の員は配位体及び受体(抗配位体)として言及される。多くの場合、受体は抗体であろうし、配位体は抗原又は付着体として役立つであろうし、その程度まで免疫学的対の員である。それ故に、員の各々はmipとして言及される。「mip」はすべての配位体及びすべての受体を含むことが意図されていることが理解されよう。」(同4頁右上欄7行~17行)

C「信号発生系ー 信号発生系は1つ又はそれ以上の成分を有するが、少くとも1つの成分はmipに共役する。信号発生系は外部手段により、普通電磁照射の手段により、望ましくは肉眼的検査により検知しうる測定可能な信号を発生する。多くの場合、信号発生系は発色団および酵素を含む。この場合発色団は紫外又は可視域で光を吸収する染料、燐光体、蛍光体及び化学発光体を含む。」(同4頁左下欄11行~18行)

D「本方法は静置固体相と移動液体相を含む吸収性支持体で行なわれる。静置固体相は連続して異なる溶液中の複数の試薬と接触させることができる。この時連続した試薬組成物との接触間では洗浄工程が普通省略される。mipが無拡散的には域の前端を進む溶媒と一緒に運ばれて吸着域を横切るであろう。支持体に結合する領域は免疫吸着域を横切るであろう。支持体に結合したで支持体に結合するようになる。信号発生系は、被検体が結合する免疫吸着域ので支持体に結合するようになる。信号発生系は、被検体が結合する免疫吸着域の区域がそれが存在しない区域と区別できる手法を提供する。この時免疫クロマある域がそれが存在しない区域と区別できる手法を提供する。この時免疫クロマあるの上の予じめ決められた点からの距離は試料中の被検体の量の1つの尺度である免疫吸着域を通る試料の量は、試料を適当な溶媒に溶解すること及び溶液を毛管現象によって免疫吸着域を移動させることによって増加せしめられる。」(同4頁右下欄9行~5頁左上欄9行)

E「分析を行なう場合,工程手順は通常試料を溶出溶媒に溶解することを含む。試料は多種類の起源,例えば生理学的液体,例えは血液,血清,血漿,尿,目のレンズの体液,髄液など,化学工程流,食品,殺虫剤,汚染物などに由来しうる。次いでクロマトグラフの一端を,普通緩衝された水性媒体であって,信号発生

系の1種又はそれ以上の員を含有していてよい溶出試料を含む溶媒と接触させる。 信号発生系の員が存在する場合、少くとも1つの員はmipに共役してmipー標 識共役体を与えるであろう。」(同5頁右下欄18行~6頁左上欄9行)

F「標識されたmipは3つの異なる方法で使用しうる。この方法の2つは標 識されたmipを溶出溶媒中に存在させるものであり,第3の方法は試料の溶出後 に使用される試薬溶液中に標識されたmipを存在させることを含む。溶出溶媒を 合む2つの方法は、mip標識が被検体と並流的に免疫吸着域を横切って存在する 結合点に対して被検体と実際に競合する、或いはmip標識が見かけの競争を示さずに、主に被検体が結合する域を越えたすぐの域に結合しているものである。1つ の場合には試料含有の溶媒と免疫クロマトグラフとの最初の接触線から延びる域を 得、一方他の場合には被検体が結合する域と被検体の存在しない域との間を区別す る境界が生成する。」(同6頁左上欄15行~右上欄9行) 原告主張の審決取消事由の要点

審決は,引用発明の認定を誤った結果,本願発明と引用発明との一致点の認 定を誤り、その結果、本願発明と引用発明との間に存在する相違点を看過したものであり、違法であることが明らかであるから取り消されるべきである。

引用発明が複数のアナライトを検知する構成を有するとの誤認

審決は、引用発明の「被検体」(アナライト)は、引用事項Aの記載によれ 「組成物」であってもよいから、複数の化合物をも包含することになる、と認 定した(審決書8頁7行~11行参照)。しかし、この認定は誤りである。

引用事項Aにいう「組成物」は、一般的な意味での複数の化合物を指称した ものではなく、引用発明の免疫反応において、特異的結合対(mip)の1員としての同一性のある範囲内の組成物を指称しているのである。このことは、引用事項Aの「組成物」についての記載の後で、「この化合物の単数又は複数は少なくとも 1つの共通のエピトピック点或いは受体を分け合う。」と記載されていることから も明らかである。

また、引用発明において、アナライトが複数存在するのであれば、アナライ トのそれぞれに対応する複数の免疫反応系の存在が必要となるから、当然に ことに関する技術説明がなければならないにもかかわらず、引用刊行物中には、のような複数の免疫反応系についての説明は全く見当たらない。 さらに、引用発明は、クロマトグラフの一端からのアナライトの移動距離

(クロマトグラフ上の発生信号により検知される境界までの距離) により、その存 在量を定量する方法であるからこそ、そこでは、複数のアナライトが混在する場合であっても、一つの移動距離しか得られず、したがって、複数のアナライトのそれ ぞれを識別することはできない。要するに、原理上、引用発明は、複数のアナライ トの検出を予定した方法ではないのである。

これらの事実からすれば、引用発明の「組成物」は、単一の免疫反応系で免疫反応的に単一物質とみなし得るような限定的範囲内の組成物であれば、単一物質の測定を対象とする引用例の方法においても単一物質と同様に取り扱えるということを記載したにすぎないものであり、引用発明を、本願発明のように複数の免疫反とを記載したにすぎないものであり、引用発明を、本願発明のように複数の免疫反とでは、1000円に対象する方法である。 応系の利用を必須の構成要素とした複数のアナライトを同時に測定する方法である ものと理解することはできないのである。

引用発明が「予め定められた部位」の構成を有するとの誤認

審決は,引用発明の「免疫吸着域」が本願発明の「予め定められた部位」に

相当する旨認定しているが、この認定も誤っている。 本願発明においては、未知量のアナライトとアナライト類似の第1sbp成 分とが、吸収性材料上の所定量の第2 s b p 成分(アナライト及びアナライト類似 の第 $1 \le b p$ 成分の双方と結合する。)と競合反応を行い、アナライトが存在する 場合には、アナライトの存在量に応じて未結合の第1sbp成分が部分的に生じる ようにし、この未結合の第1sbp成分が、競合反応の部位とは別の部位である 「予め定められた部位」へ移動し、そこで検出されるように構成されているものである。つまり、本願発明の「予め定められた部位」とは、競合反応の部位とは別の部位であり、競合反応において結合し得なかった未結合の第1sbp成分が移動し て検出される部位なのである。

他方、引用発明の場合は、いわゆるサンドイッチ法の原理を採用しており 第1段階で、免疫吸着域において、吸収性材料上の無標識mipにアナライトを結 合させてアナライトーmip結合体を形成し、第2段階で、同じ免疫吸着域におい て、アナライトーmip結合体と標識mipとを結合させて、サンドイッチ型の無 標識mipーアナライトー標識mipの二重結合体を形成し、この二重結合体の標識を、これが形成された部位において検出し、その標識境界の位置によりアナライトの存在を検知する手法である。つまり、引用発明においては、「免疫吸着域」の部位でアナライトと標識mipのどちらもが結合反応をし、標識mipの検出が行われるものである。

したがって、引用発明の測定原理は、本願発明のそれと根本的に異なっており、引用発明の「免疫吸着域」を、本願発明の「あらかじめ定められた部位」と同一視できるものではない。

3 引用発明に関するその余の誤認

本願発明においては、前記のとおり、未知量のアナライトとアナライト類似の第1sbp成分とが、吸収性材料上の所定量の第2sbp成分と競合反応を行い、アナライトが存在する場合には、アナライトの存在量に応じて未結合の第1sbp成分が、競合反応のま位とは別の部位である「予め定められた部位」へ移動し、そこで検出されるように構成されているのに対して、引用発明においては、第1段階で、吸収性材料上の無標識mipにアナライトを結合させてアナライトーmip結合体を形成し、第2段階で、アナライトーmip結合体と標識mipとを結合させて、サンドイッチ型の無標識mipーアナライトー標識mipの二重結合体を形成し、この二重結合体の標識を、これが形成された部位において検知するものである。

したがって、本願発明においては、アナライトとアナライト類似の第1sbp成分に対し第2sbp成分によって競合反応を行い、この競合反応が第1段階で終了するのに対し、引用発明においては、競合反応はせずに、第1段階と第2段階の2段階に分けて反応を行うものであり、原理的にも、競合反応をすることはあり得ないのである。また、引用発明の標識mipをもって、本願発明の「第1sbp成分」と同視することはできないものである。

引用発明においては、標識mipは、アナライトと混在させると、相互に結合してしまうものであるから、本願発明のように、別の何かに対してmipとアナライトとを「競合反応」させるということは、原理的に考えられないのであり、このような特性の標識mipを使用する引用発明の場合、測定操作としては、アナライトを中間に挟んだサンドイッチ型結合体の形成を利用するいわゆる「サンドイッチ法」によってしか実施できないことが明白である。 第4 被告の反論の要点

- 1 引用発明が複数のアナライトを検知する構成を有するとの誤認,について引用刊行物には,「被検体ー配位体であってよいモノー又はポリーエピトピック(epitopic),普通抗原又は付着体である測定すべき化合物又は組成物。」(4頁右上欄2行~6行)と記載されており,「組成物」とは,一般的に,複数の化合物からなる混合物を意味するものであるから,引用刊行物中の「組成物」も,被検体が複数の化合物からなる混合物であることを示している。また,引用例に「この化合物の単数又は複数」が「少くとも1つの共通のエピトピック点或いは受体を分けあう」という記載は、意味するところが明瞭とはいるないものの,「化合物の複数」という用語は、あくまでも免疫化学的に単一の化合物として挙動する場合に使用する表現であり、いわゆる免疫化学的に「混合物として挙動する場合に使用する表現であり、いわゆる免疫化学的に「混合物として挙動する場合に使用する表現であり、いわゆる免疫化学的に「混合物」
- また、引用例に「この化合物の単数又は複数」が「少くとも1つの共通のエピトピック点或いは受体を分けあう」という記載は、意味するところが明瞭とはいえないものの、「化合物の複数」という用語は、あくまでも免疫化学的に単一の化合物として挙動する場合に使用する表現であり、いわゆる免疫化学的に「混合物」と表現するのが適切でないために、「化合物の複数」という表現にしたものと思われる。原告主張のように、アナライトが単一の免疫反応系で免疫反応的に単一物とみなし得る範囲内のものを意味するのであれば、引用刊行物のような「この化合物又は組成物」という表現な扱うはずである。したがって、引用刊行物に「単数又は複数」と表現されている表である。したがって、引用刊行物に「単数又は複数」と表現されている表現はである。したがって、引用刊行物に「単数又は複数」と表現されている表現はである。
- 2 引用発明が「予め定められた部位」の構成を有するとの誤認,について 引用発明においては、アナライトが存在する場合に、標識mip(類似第1 sbp成分)は、最初の接触線(接触部分)から離れた、免疫吸着域の予め定められた部位に移動し、予め定められた部位において標識mipを検出するものである。そうすると、「予め定められた部位」に対応する部位は、引用例において「免疫吸着域」に存在する。したがって、本願発明と引用発明とは、この点で一致している。
 - 3 引用発明のその余の誤認,について

引用発明の分析方法は、クロマトグラフの一端を溶出試料を含む溶媒と接触させるものである。そして、引用事項Fには、標識mipを三つの異なる方法で使用し得ることが記載されている。この三つの異なる方法のうちの二つ(第1方法、第2方法)は、標識mipを「溶出溶媒」、すなわち、溶出試料を含む溶媒中に存在させるというものであるから、標識mipとアナライトとが一つの溶媒に存在することを示しているものであり、クロマトグラフとの接触も一つの段階で行われることになるのである。

したがって、引用発明の方法では、標識mip(第1sbp成分)がアナライトと実際に競合するものであり、本願発明において、第1sbp成分がアナライトと競合するのと差異はない。

また、本願発明の第1sbp成分と引用発明の標識mipとは、ともにアナライトと競合する特異的結合対の成分であるという点で一致しているものである。この点については、審決でも、本願発明の第1sbp成分と対比する引用発明のものとして「(被検体と競合する)mip標識」と記載しているものである。

のとして「(被検体と競合する) mip標識」と記載しているものである。 したがって、審決が、本願発明の「第1sbp成分」と引用発明の「mip 標識」とが一致していると認定した点に誤りはない。

第5 当裁判所の判断

1 発明の概要

甲第2号証によれば、本願明細書には、本願発明について次の記載があることが認められる。

(1) 〔発明の背景〕の(発明の分野)の項

ば、多くの費用を節約することができる。」(7頁11行〜8頁15行) 「一般に、2種またはそれ以上のアナライトの同時測定が可能な免疫検定法の計画を立てるのは困難であり、実施された免疫検定法では別々のアナライト類似体に対して相異なる放射性標識を使用している。」(9頁14行〜18行)

(2) 〔発明の要約〕の項

ことができる。予め定められた部位にシグナルが存在するということは、試験溶液中に1個またはそれ以上のアナライトが存在することを示す。この発明の方法および装置は、使用法が簡単で単一試験溶液中の複数のアナライトに適用され得るため、 有利なものである。試験溶液中の1種またはそれ以上のアナライトの存否は、単一 吸収性材料片並びに適当な第1および第2sbp成分を用いることにより容易に行 うことができる。」(12頁10行~14頁8行)

本願発明に係る用語の定義

「アナライト(分析質)…抗体に特異的に結合し得る測定すべき化合物または組成物、通常は抗原または薬剤。」(16頁13行~15行)

「特異的結合対の成分(「sbp成分」)…2種の相異なる分子の一員であ 他方の分子の特定の空間的および極性構成と特異的に結合するためそれに相 補的であると定義される領域を表面または空洞部に有する分子。特異的結合対の成 分とはリガンドおよびレセプター(アンチリガンド)を指す。」(22頁4行~9 行)

「リガンド…これに対するレセプターが天然に存在するかまたは製造され得

る有機化合物。」(22頁16行及び17行) 「レセプター(アンチリガンド)…分子の特定の空間的および極性構成、例 えばエピトープまたは決定部位を認識し得る化合物または組成物。」(22頁18

「標識sbp成分…第1sbp成分に結合した,一般に電気化学的検出また は電磁放射線の吸収もしくは放射が可能な標識、触媒、多くの場合酵素。標識sb p成分はシグナル発生系の一員であり、アッセイの特定のプロトコルに従って第1sbp成分を選択して第2sbp成分に結合させる。」(23頁4行~9行) 「抗体…他方の分子の特定の空間的および極性構成と特異的に結合するため

それに相補的であると定義される領域を表面または空洞部に有する免疫グロブリン

またはその誘導体もしくはフラグメント。」(23頁10行~14行)

「第1sbp成分…第2sbp成分、通常レセプターまたは抗体との結合に関して類似アナライトと競合し得る修飾アナライトまたはアナライト類似体もしくは代用物であって、修飾により標識とアナライト類似体を連結して標識sbp成分を提供する手段が得られる。」(23頁19行~24頁4行) 「第2sbp成分…アナライトおよび第1sbp成分に結合し得るsbp成分。第2sbp成分はアナライトの決定部位および第1sbp成分の決定部位に結合し得る。」(24百14行~17万)

合し得る。」(24頁14行~17行)

「吸収性材料…少なくとも0. 1μ , 好ましくは少なくとも1. 0μ の孔を 有する多孔質材料であり、毛管作用に応じて水性媒質を浸透させ得る。」(24頁 18行~末行)

- 2 引用発明が複数のアナライトを検知する構成を有するとの誤認、について (1) 上記 1 認定の事実によれば、本願発明は、試験溶液中の複数のアナライト の検知・識別を可能とする免疫分析 (イムノアッセイ) の方法であることが認められ、この点については被告も争っていないところである。
 - (2) 引用発明に係る免疫分析の方法について検討する。
- (イ) 引用刊行物に、「被検体ー 配位体であってよいモノー又はポリーエ ピトピック (epitopic), 普通抗原又は付着体である測定すべき化合物又 は組成物。この化合物の単数又は複数は少くとも1つの共通のエピトピック点或いは受体を分けあう。」(引用事項A)との記載があることは、前示(第2の4)の とおりであり、当事者間に争いがない。

後段の「この化合物の単数又は複数」が前段の「化合物又は組成物」を 受けていることは、記載自体から明らかであるから、通常の用語法に従えば、 成物」とは、「この化合物の複数」を意味するものであり、したがって、引用発明 は「被検体」すなわちアナライトが複数の化合物の場合を含む、というべきであ る。しかし、引用発明が、アナライトが複数の化合物の場合を含むものであるからといって、そのことを、直ちに、引用発明は試験溶液中の複数のアナライトの測定も可能とする免疫分析の方法である、との事実に結び付けることができないのは当 然であり、引用刊行物にそのような技術が開示されているかどうかを知るために は、更に検討を加える必要がある。

(ロ) 引用発明の分析方法について検討する。

甲第3号証によれば、引用刊行物中に次の記載があることが認められ

「本発明によれば,定量的分析が特別な装置を用いずに容易に行なうこと ができるという被検体を検知するための新規な免疫クロマトグラフィー法が提供される。被検体は、標識が1種又はそれ以上の酵素を含む酵素による信号発生系の1 員である標識された共役体(conjugate)の存在又は不存在下に吸収性の 担体で免疫クロマトグラフに供される。被検体をクロマトグラフィーで処理した 後、酵素共役体が試料中に含まれていなかった場合には、このクロマトグラフを、 被検体の移動した距離と関連してクロマトグラフに結合する標識された特異的結合 対員と接触させる。適当な試薬を与えることにより、1つの酵素の基質が他の酵素の生産物である2つの酵素の場合、検知しうる信号を与える最終生産物が生成され る。この時被検体の移動した距離が決定され、その距離を試料中の被検体の量と関 係づける。今回、試料中の被検体の存在を決定するのに用いるための方法及び組成 物が提供される。本方法は、境界が免疫クロマトグラフの両端間において発現さ れ、境界の免疫クロマトグラフの一端からの距離が試料中の被検体の量と関係する 免疫クロマトグラフを含む。いろいろな工程手順を用いうるが、決まって免疫クロ マトグラフをその一端で試料溶液と接触させ、その溶液を免疫クロマトグラフに沿って上昇させる。次いで被検体が結合した領域及び被検体のない領域間のはっきり した輪郭を与える1種又はそれ以上の試薬を組合せることによって種々の技術を使用することができる。その技術は、被検体が結合している領域を被験体が存在しない領域から明確に区別するために、単一の試薬又は組合せた試薬を使用することを 含む。これは結合した被検体又は遊離域の被検体において,一方の又は他方の域に 亘っての検知しうる信号を与えて2つ領域を区別し、或いは2つの領域間に区別し うる境界を発現させることを含む。用いる試薬及び材料を適当に選択することによ り、結合した被検体又は遊離の被検体の領域のいずれかにおいて或いは主に2つの 領域間の境界において信号を発生させることができる。」(3頁右上欄7行~右下 欄9行)

引用刊行物中の上記記載に、前記引用事項AないしFを併せ考えれ 引用刊行物には、アナライトの含有が疑われる試験溶液を、クロマトグラフの 一端から他端に向け、毛管現象により移動させ、アナライトが結合した領域とアナライトのない領域との境界を区別することによって、アナライトが接触した位置から免疫クロマトグラフに沿って移動した距離を検知し、この距離によって試料中のシャライトの量を測定するという技術(引用発明)が記載されていることが認められる。 れる。しかし、引用発明に開示されているのは、一種類のアナライトに対して、 れが存在する領域と存在しない領域との境界を区別し、一つの移動距離を検出する ことによる免疫分析の方法のみである。

複数のアナライトの検知・識別を可能とするためには、当然に、複数のアナライトに対応して、複数の境界が生じることが予想されるので、複数のアナライトのそれぞれについて、当該アナライトが存在する領域と存在しない領域との境界を区別し、それぞれの移動距離を検出するための技術が必要不可欠となるはずで ある。しかし、引用刊行物(甲第3号証)に、そのような技術の記載を見出すこと ができない。

したがって、当業者といえども、引用刊行物から、引用発明のような技術によって、複数のアナライトを識別する免疫分析の方法を読み取ることはできな (1°

- (二) 以上に照らすと、結局、引用刊行物の引用事項Aに、被検体に関し、「化合物又は組成物」、「この化合物の単数又は複数」という記載があったとして も、そこには、単一の免疫反応系による免疫反応に係る技術しか開示されていない から、上記「組成物」とは、複数の化合物からなるものの、単一の免疫反応系によ る免疫反応において単一の化合物と同様に取り扱うことのできる組成物を意味する ものといわざるを得ないのである。
- (3) そうすると、引用刊行物に、複数のアナライトを検知する免疫分析の方法が開示されているとした審決の認定は、誤っていることが明らかである。 3 引用発明が「予め定められた部位」の構成を有するとの誤認、について
 - - 本願発明の「予め定められた部位」

本願発明の特許請求の範囲には、 「予め決定された量の各アナライト が存在する場合、類似第1sbp成分は少なくとも前記接触部分から離れた吸収性 材料片上の予め定められた部位に移動し」,「(b) 毛管移動によって少なくとも試験 溶液の一部を前記吸収性材料片に浸透させて少なくとも前記の予め定められた部位 に到達させ、(c)予め定められた部位において1種またはそれ以上の第1sbp成分 を検出する」との記載があることは、前記(第2の2)のとおりである。

同記載によれば、本願発明においては、予め決定された量の一つ又は複数のアナライトが存在する場合に限って、一つ又は複数のアナライト類似の第1sbp成分が毛管移動によって吸収性材料片に浸透しかつ移動し、予め定められた部位に到達し、そこで一つ又は複数のアナライト類似の第1sbp成分が検出されるというものであることが認められ、そうすると、「予め定められた部位」とは、予め決定された量の各アナライトが存在する場合にのみ、各第1sbp成分が移動しかつ検出される特定の位置をいうものである。

(ロ) 以上の事実は、本願明細書の発明の詳細な説明の記載からも裏付けることができる。すなわち、以下のとおりである。

本願明細書(甲第2号証)には、前記1(発明の概要)のとおり、〔発明の要約〕の項に、「この発明の方法および装置は、1種またはそれ以上のアナライトの含有が疑われる試料中における予め決定された最少検出可能量の複数のアナライトの1種またはそれ以上の存否の測定に有用である。・・第2gbp成分は各々アナライトの1つおよび対応する第1sbp成分と結合し得る。予定量の14年またはそれ以上のアナライトが存在する場合、類似第1sbp成分は予め定められた部位に移動する。この装置は、これと結合された予め定められた部位でのみ1種またはそれ以上の第1sbp成分を検出し得る手段を含み得る。」(12頁10行で13頁9行)、「予め定められた部位を第1sbp成分の存在について検査するによるということは、試験溶液中に1個またはそれ以上のアナルが存在することを示す。」(13頁14行~14頁2行)との記載がある。

上記記載によれば、本願明細書には、本願発明が、アナライトが存在する場合にのみ、第1sbp成分が「予め定められた部位」に移動し、この「予め定められた部位」において「第1sbp成分が検出される」ことが、繰り返し記載されていることが明らかである。

れていることが明らかである。 (ハ) さらに、甲第2号証によれば、本願明細書には、本願発明の実施例として、「例えば、この発明の一態様では、1価の薬剤である2種のアナライトが存在する。薬剤の含有が疑われる試料を酵素と各薬剤の1つとの予め測定された量のコンジュゲートと混合して水性試験溶液を生成する。吸収性ストリップには予め測定された量の各薬剤の抗体が均一に結合している。その結果、接触部分を試験溶液と接触させると、試験溶液が予め定められた部位に達する前に予め測定された最少検出可能量に満たない量の薬剤およびコンジュゲートは捕獲される。薬剤が試料中 に存在する場合,薬剤およびコンジュゲートは一緒にストリップに浸透する。試料中に薬剤が多いとき,コンジュゲートおよび薬剤は予め定められた部位に向かってさらに移動する。どちらの薬剤も試料中に存在しない場合,各コンジュゲートは全部薬剤の抗体と結合し,予め定められた部位に到達する前に捕獲される。予め測定された最少量を越えた量の薬剤の一方または両方が存在する場合,コンジュゲートの一方または両方は予め定められた部位に移動する。」(50頁13行~51頁12行)との記載があることが認められる。

上記記載に、前記(ロ)認定の記載を併せ考えれば、本願発明においては、試料に含まれる未知量のアナライトと予め測定された量のアナライト類似の第1sbp成分とが、吸収性材料上の所定量の第2sbp成分(アナライトともアナライト類似の第1sbp成分とも結合し、それ以外の成分とは結合しない。)と成合反応を行い、試料中のアナライトが予め定められた最少量に満たない場合には、予め定められた部位に到達する前に、すべてのアナライトと第1sbp成分とが捕獲され、予め定められた最少量を越えた量のアナライトが存在する場合には、アナライトの存在量に応じて未結合の第1sbp成分が生じ、この未結合の第1sbp成分が、アナライトと第1sbp成分と第2sbp成分とが競合反応をして結合している部位とは別の部位へ移動し、そこで検出されること、ここを「予め定められた部位」といっていることが認められる。

(2) 引用発明の「免疫吸着域」

前記認定のとおり、引用刊行物に記載された引用発明は、クロマトグラフの一端から、アナライトの含有が疑われる試験溶液を毛管現象により移動させ、アナライトが結合した領域とアナライトのない領域との境界を区別することによって、被検体が接触した位置から免疫クロマトグラフに沿って移動した距離を検知し、この距離の大小によって試料中のアナライトの量を測定するという技術であるから、引用発明にいう「免疫吸着域」とは、アナライトと特異的結合対(mip)とが結合する部位であり、かつ、その部位で標識mipが検出されるところであることが明らかである。

そうすると、本願発明の「予め定められた部位」においては、アナライトは存在せず、第2sbp成分(アナライトとも第1sbp成分とも結合し、それ以外の成分とは結合しない。)と結合し得なかったアナライト類似の第1sbp成分が存在するのみであって、同所で、上記第1sbp成分が検出され、その結果、アナライトの存在を測定することができるというのであるから、引用発明の「免疫吸着域」が本願発明の「予め定められた部位」と相違するものであることは明らかである。

(3) 被告は、引用発明においては、アナライトが存在する場合に、標識mip(類似第1sbp成分)は、最初の接触線(接触部分)から離れた、免疫吸着域の予め定められた部位に移動し、予め定められた部位において検出されるものであるから、本願発明における「予め定められた部位」に対応する引用発明における部位は、「免疫吸着域」に存在するので、本願発明と引用発明とは、この点で一致している旨主張する。

本願発明の「予め定められた部位」は、引用発明の「免疫吸着域」の一部を区切った領域に相当するものということはできる。その意味で、引用発明における「免疫吸着域」は、本願発明における「予め定められた部位」に対応する部位が存在する、という被告の主張は、その限度では正しい。

存在する、という被告の主張は、その限度では正しい。
しかしながら、引用発明には、「免疫吸着域」に存在する「予め定められた部位」に関する技術的思想が存在せず、そのため、「免疫吸着域」中の「予め定められた部位」と他の部位とを区別せず、クロマトグラフ上の標識mipが結合する全領域を「免疫吸着域」としているものである。ところが、本願発明においてある全領域を「免疫吸着域」としているものである。ところが、本願発明においても、前記認定のとおり、試料に含まれる未知量のアナライトと既知量のアナライトを類似の第1sbp成分とが、吸収性材料上の所定量の第2sbp成分と競合には、アナライトの存在量に応じて未結合の第1sbp成分が生じ、この未結合の第1sbp成分が、アナライトと第1sbp成分と第2sbp成分とが競合反応をして結合の第1rbの存在量に応じて未結合の第1sbp成分と第2sbp成分とが競合反応をして結合のである。要するに、引用発明と本願発明とは、免疫分析の方法における測定原理が異なるものといわざるを得ないのである。

被告の主張は、結局、採用することができない。

以上、検討したところによれば、審決は、引用発明が複数のアナライトを検知する構成を有すると認定した点、また、引用発明が本願発明における「予め定められた部位」に相当する構成を有すると認定した点で誤っており、これらの誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは、明白である。

である。 そうすると、審決の取消しを求める原告の本訴請求は、その余の点につき判断するまでもなく、理由があることが明らかである。そこで、これを認容することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 下 和 明 山

> 裁判官 宍 戸 充

> 裁判官 冏 部 正 幸